

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	62
○土地改良法による道営換地処分……………	(農業施設管理課)	62
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	62
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	62
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	62
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	63
○森林法による通知に代える公示 (2件)……………	(治山課)	63
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)……………		63

告 示

北海道告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年10月16日、鶴川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年10月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第658号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、美瑛市大富第2地区の換地処分をした。

令和2年10月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第659号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年10月27日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 函館市尾札部町28の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第660号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年10月27日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘198の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第661号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年10月27日

北海道知事 鈴木直道 1 解除予定保安林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 解除の理由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第662号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 令和2年10月27日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上士幌町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第663号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。 令和2年10月27日 北海道知事 鈴木直道 1 通知の内容 令和2年北海道告示第593号 2 所在が不明な者 高谷 輝雄、鈴木 敬子、高谷 悦雄、高谷 喜美男、高谷 六	男 北海道告示第664号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を夕張市役所の掲示場に掲示した。 令和2年10月27日 北海道知事 鈴木直道 1 通知の内容 令和2年農林水産省告示第1897号 2 所在が不明な者 龍本 伊佐男、吉野屋商事株式会社、海老名 勝子 総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第26号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年10月27日 北海道空知総合振興局長 高野 瑞洋 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（1キログラム当たりの単価） 1,681,000キログラム (2) 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム）（1キログラム当たりの単価） 1,129,000キログラム (3) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1キログラム当たりの単価） 551,000キログラム (4) すべり止め材（碎石0.5トンフレキシブルコンテナ）（岩見沢出張所）（1キログラム当たりの単価） 30,000キログラム (5) すべり止め材（碎石1トンフレキシブルコンテナ）（滝川出張所）（1キログラム当たりの単価） 1,100,000キログラム (6) すべり止め材（碎石バラ積み）（深川出張所）（1キログラム当たりの単価） 650,000キログラム (7) すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（千歳出張所）（1キログラム当たりの単価） 11,000キログラム (8) すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（岩見沢出張所）（1キログラム当たりの単価） 6,500キログラム (9) すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（滝川出張所）（1キログラム当たりの単価） 9,018キログラム

(10) すべり止め材（碎石 3 キロ袋詰）（当別出張所）（1 キログラム当たりの単価） 20,000キログラム 2 落札を決定した日 令和 2 年10月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1)から(5)まで及び(7)から(10)まで ア 氏 名 株式会社ゴードー イ 住 所 東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号 (2) 1 の(6) ア 氏 名 北央道路工業株式会社 イ 住 所 札幌市東区北 8 条東 1 丁目 1 番35号 4 落札金額 (1) 32.0円 (2) 26.0円 (3) 38.0円 (4) 16.0円 (5) 15.6円 (6) 11.8円 (7) 36.0円 (8) 37.0円 (9) 38.0円 (10) 36.0円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 2 年 8 月28日付け北海道空知総合振興局告示第19号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目 2 番 1 号 北海道十勝総合振興局告示第125号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和 2 年10月27日 北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕 1 落札に係る物品等の名称及び数量	貨物兼乗用自動車 1 台 2 落札を決定した日 令和 2 年10月 1 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 帯広日産自動車株式会社 (2) 住 所 帯広市大通南29丁目 2 番地 4 落札金額 1,389,721円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 2 年 8 月18日付け北海道十勝総合振興局告示第98号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道十勝総合振興局告示第126号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和 2 年10月27日 北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車 1 台（乗用自動車 1 台及び貨物兼乗用自動車 1 台と交換） 2 落札を決定した日 令和 2 年10月 6 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 帯広日産自動車株式会社 (2) 住 所 帯広市大通南29丁目 2 番地 4 落札金額 2,165,734円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 2 年 9 月 8 日付け北海道十勝総合振興局告示第106号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係
--	---

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
